

通常逮捕状の請求時における事前検討及び人定確認要領について（通達）

最終改正 令和 8 . 9 . 9 例規刑企第32号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

この通達は、通常逮捕における犯罪事実の証明、逮捕の必要性等について、捜査で得た疎明資料による慎重な検討と確実な人定を行うことにより、適法な逮捕権の運用を期するため、通常逮捕状の請求時における事前検討及び人定確認要領について定めたもので、平成25年12月27日から実施しています。